



旧B&G海洋センター

元勤労青少年ホーム

[業務委託/最低制限価格]

入札条件及び注意事項

1 入札方式

電子入札システム（以下「システム」という。）を使用して入札を行うこと。（事務取扱は、府中市電子入札実施要領（以下「要領」という。）による。）

ただし、要領第4条第2項の規定に該当する場合は、同条項の定めに従い承認を得て、書面による入札を行うことができる。

2 入札保証金

免除する。

3 契約保証金

(1) 契約の保証を必要とする場合

契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上（低価格入札による請負契約の場合は請負代金額の10分の3以上）の額を契約時に納付すること。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 契約の保証を必要としない場合

契約者が過去2年間に市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合は、予定価格が300万円未満の業務について免除する。

4 入札書の提出方法

(1) 指定した入札書受付期間に電子入札システムを使用して3桁のくじ番号を記載した入札書を提出すること。

要領で定める手続により書面参加に変更した者は、指定した入札書受付期間に代表者印（届出済代理人の場合は受任者印）を押印し、3桁のくじ番号を記載（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）した入札書を、次の事項を記載した封筒に封入して監理課へ持参のうえ提出すること。

- ① 提出者の商号又は名称
- ② 入札書が在中している旨
- ③ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

5 業務費内訳書

(1) 原則として、すべての競争入札において入札時に業務費内訳書の提出を求める。

(2) 業務費内訳書の提出を必要としない場合は、入札公告又は指名通知書によって周知する。

(3) 内容及び様式

- ① 記載事項
 - ・ 入札者の商号又は名称
 - ・ 代表者名（支店の場合は支店長名等）
 - ・ 業務名
 - ・ 業務費の内訳

② 業務費の内訳の記載について

業務費の内訳は、配布した当該業務に係る仕様書の本業務費内訳書のうち、下記の項目に対応するものの単位、数量及び金額を表示したものとする。

(仕様書の業務費内訳書に記載してもかまわない。)

<土木関係、その他>

業務費内訳書：項目、工種、種別

<建築・設備関係>

内訳書：名称及び摘要欄記載の工種

経費は項目ごとに記載すること。

③ 様式

配布した当該業務に係る仕様書に準じて、原則A4判（縦、横自由）で作成し、入札書をシステムで提出する際、システムの機能により添付を行い提出すること。ただし、要領で定める手続きにより書面参加に変更した者は、必要事項を記入し代表者印を押印した内訳書を次の事項を記載した封筒に封入し、指定した入札書受付期間に監理課へ持参のうえ提出すること。

- ・ 商号又は名称
- ・ 内訳書が在中している旨
- ・ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

(4) 提出を求めた業務費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合

- ・ 業務費内訳書の全部又は一部が提出されていない。
- ・ 無関係な書類である。
- ・ 他の業務の業務費内訳書である。

② 記載すべき事項が欠けている場合

- ・ 内訳の記載がない。

③ 記載すべき事項に誤りがある場合

- ・ 対象業務名に誤りがある。
- ・ 提出業者名に誤りがある。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と各内訳の合計金額が一致していない。

6 落札者の決定方法

(1) 条件付一般競争入札（事後審査型）

公告共通事項に記載の手続きによる。

(2) 通常型指名競争入札

開札の結果、落札となるべき同価格の入札した者が二人以上いるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札者とする。

7 落札価格

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

8 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（府中市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。以下同じ。）以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要

な場合には落札決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結し、議決後本契約を締結するものとする。(議会の議決が必要な契約は、予定価格が1億5千万円以上である。)

なお、仮契約を締結した後、本契約を締結するまでの間に府中市建設業者等指名除外要綱に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができる。

9 設計図書等

(1) 監理課が指定する市ホームページからダウンロード、又は指定があるときは購入することができる。

購入する場合の代金は500円とし、電子媒体(CD-R等に保存されたもの)によるものとする。

10 設計図書に対する質問及び回答

(1) 条件付一般競争入札

入札公告に記載のとおり

(2) 通常型指名競争入札

質問書受付期間 指名の通知を行った日から3日間

質問回答期限 入札開始日の2日前

質問書提出方法 監理課に持参又はFAXにより提出 FAX(0847)46-1535

回答方法 市ホームページで閲覧

1.1 予定価格

(1) 予定価格は、事前公表とする。

① 条件付一般競争入札の場合 公告に記載のとおり

② 通常型指名競争入札の場合 指名通知書に記載のとおり

(2) 当該業務の予定価格を上回る入札を行った場合は失格となり、指名除外の対象となる場合がある。

1.2 最低制限価格・調査基準価格

「最低制限価格」を設定している。

価格は、事後公表とする。

最低制限価格を設定している場合、その価格を下回る入札を行った場合は、失格とする。

1.3 各会計年度の支払限度額

設定していない。

1.4 前払金

予定価格が300万円以上の業務委託契約を対象とし、その前払額は、業務委託料の10分の3以内とする。

ただし、入札公告等で別に定めのあるものを除く。

1.5 部分払

業務委託料が500万円以上の業務委託契約を対象とする。

1.6 入札辞退等

(1) 通常型指名競争入札において、入札を辞退しようとするときは、入札書受付締切予定日時までにシステムを利用して辞退届を提出すること。

(2) 通常型指名競争入札において、入札書受付締切予定日時までにシステムを利用して辞退届を提出しなかった電子入札者は失格とする。

1.7 公正な入札の確保等

(1) 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- ② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - ④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。
- (2) 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果
- ① 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。
 - ② 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合は、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。

18 その他

- (1) 入札にあたっては、府中市契約規則、府中市建設コンサルタント等業務執行規則、関係法令等及び設計図書等の内容を承諾のうえ入札すること。
- (2) この業務の予算措置について、議会の議決を得られなかったときは、この公告に基づく入札手続は中止し、その場合、本市は入札参加者の被った損害を賠償する責を負わない。
- (3) 提出された書面等は返却しないものとし、公正取引委員会及び警察に提出する場合はあるとともに、府中市情報公開条例に基づく公開請求があった際には公開の対象となる場合がある。
- (4) 入札等に係る費用は、入札者の負担とする。
- (5) 「入札公告」と「入札条件及び注意事項」又は「仕様書共通事項」の記載に相違がある場合、「入札公告」を優先する。
- (6) 指名競争入札において、その入札が1であるときは無効とする。

〔建築設計業務委託〕

仕様書共通事項

1 共通事項

- (1) 本業務の履行は、国土交通省制定「公共建築設計業務委託共通仕様書」に基づき実施すること。
- (2) 「設計図書」、「共通仕様書」若しくは「仕様書特記事項」の記載に相違がある場合、又は設計図書に定めのない事項については、別途調査職員と事前に協議し、その指示に従うこと。

2 履行期間の設定について

本業務の履行期間は、10日を限度として検査期間を見込んでいるので、履行期間末の10日前までに業務完了届を提出すること。

3 業務委託費内訳書及び業務工程表の提出について

- (1) 業務委託費内訳書の提出について、入札時に内訳書を提出した場合は、業務委託費内訳書の提出について免除する。ただし、低価格入札等で調査が必要な場合は、別に詳細資料の提出を求める場合がある。
- (2) 業務工程表の提出について、業務計画書を提出する場合又は監督員の承認を受けた場合は免除とする。

4 業務計画書の提出について

業務委託料が300万円以上の業務を受注した場合は、業務着手に先立ち、契約図書に基づき作成した業務計画書を調査職員に提出すること。

5 管理技術者及び照査技術者の届出等について

管理技術者及び照査技術者を定めたときは、管理技術者及び照査技術者専任（変更）届を契約締結後14日以内に提出すること。

6 この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めること。

業務の種類	管理技術者	照査技術者
設計業務	[○] 資格の種類 <u>一級建築士</u>	[○] 資格の種類 <u>一級建築士</u>

(注) [] に○印のある技術者が必要である。

旧 B&G 海洋センター外 1 施設解体実施設計業務

特記仕様書

府 中 市

第1章 総則

第1節 業務の目的

本業務は、府中市（以下「本市」という。）が予定する旧 B&G 海洋センター外 1 施設解体工事を実施するにあたり、施設の現状把握を行い、適正かつ安全に解体撤去工事が行えるように特定廃棄物等の状況調査及び解体設計業務を行うものである。

第2節 業務の名称

旧 B&G 海洋センター外 1 施設解体実施計業務

第3節 施設の概要

施設名称：旧 B&G 海洋センター

所在地：広島県府中市土生町426

施設用途：屋内プール

施設種別：平成21年国土交通省告示第15号別添二 第三号第2類 とする。

敷地面積：A=約4,251.47㎡

構造：鉄筋コンクリート造 + 鉄骨造

階数：地上1階建て

延べ面積：A=1,558.90㎡

最高高さ：H=4.5m

その他：浄化槽170人槽

建築年：1983年（昭和58年）

施設名称：元勤労青少年ホーム

所在地：広島県府中市用土町438-1

施設用途：簡易宿泊所

施設種別：平成21年国土交通省告示第15号別添二 第九号第1類 とする。

敷地面積：A=約10,470.00㎡

構造：鉄筋コンクリート造 + 鉄骨造

階数：地上3階建て

延べ面積：A=1,527.36㎡

最高高さ：H=13.95m

その他：浄化槽80人槽

建築年：1969年（昭和44年）

第4節 業務の期間

業務締結の日の翌日から令和9年2月26日までとする。

（ただし、概算予算の算出は令和8年11月初旬までとする。）

第5節 適用の範囲

本仕様書は、本市が行う「旧 B&G 海洋センター外 1 施設解体実施設計業務」に適用する。業務の内容及び範囲は、「第2章 業務内容」のとおりとする。

第6節 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたり関係する法令、規則、細則、通知を遵守しなければならない。

第7節 業務の管理

受注者は、業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する管理技術者を配置しなければならない。管理技術者は、調査職員等の指示に従い業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。

第8節 資料の提供

受注者は、本業務の実施にあたり必要な資料の収集を行うこととするが、現在本市が所有し業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料についてはリストを作成のうえ、本市に提出し業務完了と同時に返納しなければならない。

第9節 秘密の保持

受注者は、本業務を遂行するうえで知り得た事項について、他に漏らしてはならない。またコンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第10節 調査のための立入及び補償

受注者は、本業務の実施にあたり公有地または私有地に立ち入る場合は、関係者と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入が不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し、協議しなければならない。

立ち入る場合には、関係法令等に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった場合には、これを提示しなければならない。業務に伴う立入調査のため、補償の必要が生じた場合には、別途その扱いを協議する。

第11節 成果品の審査

受注者は、本業務完了したときは本市の完成検査を受検しなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。

業務完了後に明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第12節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市と協議しこれを定めるものとする。

第13節 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- ・ 施設の現地状況写真及び現地調査の資料
- ・ 関係官庁との協議議事録
- ・ 概算工程表
- ・ 積算数量計算書
- ・ 積算根拠資料
- ・ 見積依頼先名簿
- ・ 見積比較表
- ・ 特記仕様書

- ・ 工事設計図（特別産業廃棄物等の撤去図を含む。） ※図面枠は府中市指定とする。
- ・ 工事内訳書 ※R I B I C 2で作成すること。
- ・ 汚染物等状況調査報告書
- ・ 石綿含有製品等の事前調査結果報告書
- ・ P C B含有分析の事前調査結果報告書
- ・ 上記電子データ

：一式

第2章 業務内容

第1節 特別廃棄物等状況調査

(1) 計画、準備

受注者は、解体または撤去の対象となる設備の確認、調査地点検討のため、現地踏査を行い調査計画書を作成すること。

調査数量等については、現地踏査及び関係官庁等との協議を踏まえ最終決定する。

(2) アスベスト調査

アスベストの使用及び含有の有無を確認するため、貸与図書及び現地確認により調査し、定性分析を実施するものとし、事前調査結果報告書を提出すること。

※分析調査費には調査職員が立会する際の保護具の費用（処分費を含む。）について含んでいる。

【調査方法】

「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版）の6.1.2施工調査、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、「建築改修工事監理指針」（最新版）の9.1.1（d）施工調査及び「石綿障害予防規則（厚生労働省）」に基づき実施すること。

分析調査の方法については、JIS A 1481-2及びJIS A 1481-3により実施すること。また、石綿含有等における調査検体採取者については、建築物石綿含有建材調査者の資格を有するものとする。

【調査対象】

- ・旧B&G海洋センター

以下に示す 3検体 とする。

- ・外壁吹付材 … 1 検体
- ・屋上防水材 … 1 検体
- ・天井繊維板 … 1 検体
- ・元勤労青少年ホーム

以下に示す 0検体 とする。

- ・外壁吹付材 … 0 検体
- ・屋上防水材 … 0 検体
- ・天井繊維板 … 0 検体

(3) PCB含有の調査

貸与図書及び現地確認によりPCBの含有状況の有無を調査し、事前調査結果報告書を提出すること。

※分析調査費には調査職員が立会する際の保護具の費用（処分費を含む。）について含んでいる。

【調査方法】

「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版）の5.1.2施工調査及び「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」（第3版）（平成23年5月）の1.4試料の採取に基づき実施すること。分析調査の方法については、JIS C 2101により実施すること。また、PCBにおける調査検体採取者については、電気主任技

術者の判断、指導を求め、PCBに関し一定の知見を有し、的確な判断ができるものとして次の者のいずれかをあてるものとする。

- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者
- ・ 特定化学物質等作業主任者
- ・ 分析機関に所属するPCB廃棄物の作業従事者講習を受講した監督管理者

【調査対象】

- ・ 旧B&G海洋センター

以下に示す 1検体 及び 1式 とする。

- ・ シーリング材 … 1検体
- ・ 照明器具安定器 … 1式
- ・ 元勤労青少年ホーム

以下に示す 0検体 及び 0式 とする。

- ・ シーリング材 … 0検体
- ・ 照明器具安定器 … 0式

第2節 解体工事等設計業務

(1) 資料収集、とりまとめ

施設に関する各種図面等の必要資料（本市が受注者に貸与）に基づき、資料のとりまとめを行う。

~~(2) 解体設計及び撤去物における基本計画書の作成~~

~~汚染物等の状況調査結果に基づき、解体撤去工事に必要な項目を記載した解体設計及び撤去物における基本計画書を作成すること。本計画書は、関係官庁等との協議資料としても活用する。本計画書に記載する内容は以下に示す。~~

- ~~1) 諸条件及び法規制の整理~~
- ~~2) 土壌汚染対策法等に基づく届出等の必要性の整理~~
- ~~3) 環境保全目標値~~
- ~~4) 解体撤去工事範囲及び対象設備内容~~
- ~~5) 作業環境区分等の設定~~
- ~~6) 作業中の粉塵等飛散防止及び排水流出防止対策~~
- ~~7) 解体撤去工法及び解体手順~~
- ~~8) 廃棄物の保管方法及び処理、リサイクルの方法~~
- ~~9) 工事期間中の周辺及び作業環境調査方法~~
- ~~10) その他解体撤去工事・原形復旧に必要な検討事項~~等

(3) 解体工事及び撤去物における実施設計図（特別産業廃棄物等の管理区域図を含む。）及び内訳書の作成

~~1) 基本設計~~

- ~~— 建築（総合）基本設計に関する標準業務~~
- ~~— 建築（構造）基本設計に関する標準業務~~
- ~~— 電気設備基本設計に関する標準業務~~

—機械設備基本設計に関する標準業務

2) 実施設計

一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む）は委託業務の対象となる。工事の実施にあたり法令上必要となる各種の申請に用いる資料の作成や申請提出及び手続業務（複雑なものを除く。）を含むものとする。

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く。）
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く。）
- 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く。）
- 機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く。）
- ダイオキシン類等除去実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く。）
- アスベスト除去実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く。）

本業務の積算は、図面目録に基づく算定方法による。

(4) 追加業務の内容及び範囲

- 積算業務（積算数量算出書の作成、複合単価等資料の作成、参考見積書等における仕様書、徴集及び検討資料の作成、解体工事費の内訳書の作成）
- ダイオキシン類の濃度分析結果を踏まえた管理区域の設定及び図面の作成
- 電気設備積算業務
- 機械設備積算業務
- 透視図（着色）の作成 種類 ()
判の大きさ () 版
枚数 () 部以上
額の有無 ()
材質 ()
- 透視図の写真撮影 カット枚数 () 枚以上
判の大きさ () 版
白黒カラーの別 ()
- 模型製作 縮尺 (1/)
主要材料（スチレンボード又はこれに準ずるもの）
ケースの有無 ()
材質 ()
- 模型の写真撮影 カット枚数 () 枚以上
判の大きさ () 版
白黒カラーの別 ()
- 関係法令等に基づく必要な各種申請の提出及び手続
- 財産処分承認申請書の作成
- 建築確認申請の提出及び手続
- 食品安全衛生法に係る申請の提出および手続

- 市指導要綱による中高層建築物の届出書（標識看板および設置報告書の作成を含む。）
 - エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく省エネルギー関係計算書の作成、申請の提出および手続
 - リサイクル計画書の作成（基本設計・実施設計の各段階において、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。）
 - 概略工事工程表の作成
 - 住民説明等に必要な資料の作成 ※必要に応じて
 - 防災計画評定または防災性能評定に関する申請の提出および手続
 - テレビ電波障害調査
 - 解体等工事の事前調査結果報告書の作成
 - その他当該設計業務に必要な業務（ ）
- ※各種申請において申請手数料を要する場合、費用は受注者の負担とする。

(5) 特別経費について

特別経費として、以下のものを見込んでいる。

- R I B I C 2の使用料（（一財）建築コスト管理研究所の営繕積算システム（R I B I C 2）内訳書数量入力システムL I T Eの使用料）
- P U B D I Sの登録料（（一社）公共建築協会の公共建築設計者情報システムの業務カルテ情報の登録料）
- 建築確認申請手数料
- 構造計算適合判定申請手数料
- 設計住宅性能評価申請手数料
- 石綿含有製品類等の分析調査試験費
- P C B含有の分析調査試験費
- ダイオキシン類の濃度分析調査試験費
- 杭の調査に係る費用
- 外壁の調査に係る費用
- 耐震改修計画評価費

(6) 業務実施における一般事項

~~○ 基本設計業務は、提示された設計と条件および適用基準等に基づき行う。~~

- 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書および適用基準等に基づき行う。
- 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書および適用基準等に基づき行う。

(7) 業務実施における適用基準等

設計にあたり建築基準法、ダイオキシン類対策特別措置法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則および通達等の規定を適用する。その他の適用にあたっては下記の基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定または監修したものとする。

1) 共 通

- 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準（最新版）
- 官庁施設の環境保全性に関する基準（最新版）
- 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修基準（最新版）
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（最新版）
- 官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
- 公共建築工事積算基準（最新版）
- 公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- 公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- 建築物解体工事共通仕様書（最新版）
-

2) 建 築

- 建築工事設計図書作成基準（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- 木造建築工事標準仕様書（最新版）
- 建築設計基準（最新版）
- 建築構造設計基準（最新版）
- 建築工事標準詳細図（最新版）
- 木造計画設計基準・同解説（最新版）
- 建築改修設計基準（最新版）
-

3) 建築積算

- 公共建築数量積算基準（最新版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）
- 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領
-

4) 設 備

- 建築設備計画基準（最新版）
- 建築設備設計基準（最新版）
- 建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）

- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）
- 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）
-

5) 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）
- 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領
-

6) 施設解体工事において遵守すべき通達等

- 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（厚生労働省労働基準局長通知「基発第401号の2及び基発0110第1号」）
- 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（厚生労働省労働基準局化学物質調査課）

(8) 業務計画書（業務組織計画表）

受注者は、業務着手に先立ち契約図書に基づき、作成した業務計画書を調査職員に提出すること。

受注者は、業務計画書を遵守し業務の履行にあたること。

業務計画書として、次の内容を記載した業務組織表を提出すること。（共通仕様書第3章3.5の規定は適用しない。）

- 1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格および経験年数等
- 2) 各担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格および経験年数等
- 3) 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格および経験年数等
- 4) 協力事務所の名称、分担業務分野、協力を受ける理由および具体的内容
- 5) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格および経験年数等（建築、構造、電気および機械以外に分担業務分野がある場合）
- 6) 緊急連絡先
- 7) その他

(9) 管理技術者の資格要件

1) 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属するものを配置しなければならない。

- 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）の規定により、当該施設の設計をするにあたり免許が必要な場合は、それを有するもの。
- 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

- 建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士
- 建築士法第10条の2の2第4項に規定する設備設計一級建築士
- (社)日本建築積算協会が付与する建築積算資格者
- 建築物の耐震改修に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項に規定する者

2) 専門分野を担当する担当技術者の資格要件は次による。

- 建築 一級建築士
- 電気設備 _____
- 機械設備 _____
- _____

受注者は、建築確認申請業務にあたり建築士法の規定により構造設計一級建築士あるいは設備設計一級建築士による法適合確認が必要な場合は、資格者が自ら設計するか、これらに法適合確認を依頼すること。

(10) 貸与資料等

1) 既存設計図書等

- B&G海洋センター 建築当初図面(昭和58年)…一式(紙及び画像データ)
その他改修図面…一式(CADデータ)
- 勤労線少年ホーム 建築当初図面(昭和44年)…一式(紙及び画像データ)
その他大規模改修工事図面…一式(CADデータ)

2) 既存資料

○

(11) コスト縮減検討報告書の作成

コスト縮減検討報告として、調査計画書作成時にはコスト縮減(中間)報告書、また実施設計時にはコスト縮減(最終)報告書として調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

- 1) コスト縮減対策(建設コスト、時間的コストおよびライフサイクルコスト等)として有効なものとして採択した事項(コスト縮減提案)
- 2) 品質向上に配慮した事項(施設の長寿命化、維持管理の推進および環境負荷低減等)
- 3) 実施設計においては、中間報告書に記載された事項の検討結果

(12) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務である。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。

(13) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図および竣工図の作成に使用するなど、建築設計業務等委託契約約款第8条第1項の規定の範囲内で使用することがある。

(14) 業務実績情報の登録について

- 不要とする。
- 要する。(受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について調査職員の確認を受ける。また業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録(調査職員の押印済み)」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。)

(15) 地元関係者等への説明、交渉等

- 本業務の実施に伴い、関係機関および発注者等で構成する協議会等を設置する。協議会等の運営は発注者が行い、受注者はそれを補佐する。
- 受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際には、これに協力する。

(16) 設計に際しての基本方針

設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。

- 1) 地盤、構造体、仕上げおよび機器の安全性
- 2) 設計施設と周辺環境との調和
- 3) 使用上の利便
- 4) 経済性、維持管理の容易性および各種設備更新時の検討
- 5) 工事の安全性および公衆災害の防止
- 6) 条件明示(原則として特記仕様書(施工条件)に記入すること。)
- 7) 分別解体の適正化(物品、作業種別および有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること。)

(17) 積算に際しての留意事項

工事内訳書の単価については、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用し、見積りによる場合は、3社以上の見積りを徴集し比較表を作成して、最低見積額を採用すること。なお、見積りを依頼する前には、調査職員に見積り依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。

また、工事内訳書は、府中市指定内訳書様式(Excel形式)による電子データファイルを紙データと併せて提出すること。

~~(18) 建築設計と設備設計等との相互調整について~~

~~業務の実施にあたり、建築設計および設備設計等の受注者は相互に設計内容の調整及び確認を行い、相互の業務に必要な図面又は資料(CADデータ等の電子データを含む)は必要な時期に、別契約の受注者に提供すること。~~

(19) 協力業者(下請け業者)との契約について

協力業者(下請け業者)との契約にあたり、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号によって示された構造および設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努め、「業務委任(下請負)承諾願」を調査職員に提出すること。

また、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー

一、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算および積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作および透視図の作成に限る。

(20) 個人情報の保護について

- 1) 受注者は、この契約による業務の履行に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らし
てはならない。この業務が完了し、または契約が解除された後においても同様とする。
- 2) 受注者は、この契約による業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、その取扱
いにより個人の権利および利益を侵すことの無いよう最大限努めなければならない。
- 3) 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその
処理を委託してはならない。
- 4) 受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を収集する場合は、その目的
を明確にし、目的達成のための必要最小限のものとしなければならない。
- 5) 受注者は、この契約による業務を履行するため、収集作成した個人情報をこの契約の
目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない
- 6) 受注者は、この契約による業務を履行するため、収集作成した個人情報の漏えい、毀
損および滅失があった場合は、発注者にすみやかに報告し、その指示に従わなければな
らない。

(21) その他

成果物、提出部数等

(1) 基本計画

成果物	規格及び部数	備考
・ 基本計画図書	100 部 (100ページ程度、 内カラー2ページ程度)	A3二つ折り製本 (A4版)
・ 基本計画報告書	2 部	A3二つ折り製本 (A4版)
・ 広報用リーフレット	100 部	
・ 協議会資料	20 部 (10ページ程度、 内カラー2ページ程度)	

(2) 基本設計

成果物	規格及び部数	備考
・ 建築（総合）基本設計図書	1 部	A3二つ折り製本 (A4版)
・ 建築（構造）基本設計図書	1 部	A3二つ折り製本 (A4版)
・ 電気設備基本設計図書	1 部	A3二つ折り製本 (A4版)
・ 機械設備基本設計図書	1 部	A3二つ折り製本 (A4版)
・ 透視図	2 カット	
・ 模型	— 式	
・ リサイクル計画書	1 部	
・ 電子成果品	2 部	電子メディアにて提出
・ コスト縮減中間報告書	1 部	
・ 各種技術資料	1 部	
・ 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1 部	
・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) 目標値報告書	1 部	

(注) : 建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に入れることができる。
 : 成果物は調査職員の指示により製本とする。
 : 電子成果品の提出は、調査職員と協議の上、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

(3) 実施設計

成果物	規格及び部数	備考
・ 建築（総合）設計図	3 部	A3二つ折り製本 (A4版)
・ 建築（構造）設計図	3 部	A3二つ折り製本 (A4版)
・ 電気設備設計図	3 部	A3二つ折り製本 (A4版)
・ 機械設備設計図	3 部	A3二つ折り製本 (A4版)
・ 構造計算書	1 部	A4版 ALC外壁パネル工事、屋根工事等については、建築基準法に基づく風速等に応じた標準的な工法検討及び詳細図の作成まで含む。
・ 電気設備設計計算書	1 部	

・ 機械設備設計計算書	1	部	
・ 昇降機設備設計計算書	1	部	
・ 電子成果品	2	部	電子メディアにて提出
・ 積算数量算出書 (数量調書含む。)	1	部	
・ 工事内訳書	1	部	金額入り 電子データ共
・ 内訳書単価根拠資料 (単価比較表、見積書、使用 機器・材料カタログ等)	1	部	
・ 営繕工事積算チェックリスト	1	部	
・ 関係法令等に基づく必要な各 種申請図書(確認申請図書等)	必要部数		手続きを含み、確認申請につい ては第1面～第6面と確認済証を PDFデータで提出すること。
・ 省エネルギー関係計算書	1	部	
・ 建築物環境性能評価システム (CASBEE)による計算書	1	部	
・ リサイクル計画書	1	部	
・ 概略工事工程表	1	部	
・ コスト縮減報告書	1	部	電子データ共
・ 防災計画書	1	部	
・ 環境配慮システムチェック表	1	部	
・ テレビ電波障害調査報告書	1	部	測定結果一覧表、調査所見、測定 写真、受信障害予想地域図、住宅 地域図等を添付
・ 石綿含有製品類等の 事前調査結果報告書	3	部 (正、副、控)	
・ PCB含有分析の 事前調査結果報告書	3	部 (正、副、控)	
・ ダイオキシン類濃度分析の 事前調査結果報告書	3	部 (正、副、控)	
・ 各種技術資料	1	部	必要に応じて提出すること。
・ 現況写真および現地調査資料	2	部	A4版 写真及び画像データ共
・ 透視図	4	カット	
・ 透視図の写真	各	1 枚	カラー キャビネサイズ
・ 模型	—	式	
・ 模型の写真	各	4 枚	カラー キャビネサイズ
・ 広報説明用資料 (デフォルメ化した説明用 図面を含む。)	1	部	デフォルメ図面のレイアウト、カ ラー等は調査職員と協議の上決 定する。電子データ共
・ 住民説明等資料	100	部	
・ 業務打合せ簿	2	部	必要に応じて提出すること。
・ 関係官庁協議の議事録	2	部	

・ 業務計画書	2	部	経歴書、業務組織表を含む。
・ 業務工程表	2	部	
・ 期間別業務履行報告書	2	部	提出回数及び提出日は毎月1回で、月末締めとし、翌月5日までに提出すること。
・ 業務委任（下請負）承諾願	2	部	業務組織表を添付すること。
・ 見積依頼先名簿	2	部	必要に応じて提出すること。
・ 貸与品借用（返納）書	1	部	必要に応じて提出すること。
提出を要する事務書類	部数		備考
・ 管理技術者及び照査技術者選任（変更）届	1	部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。免許または資格については証する写しを添付すること。
・ 履行保証書	1	部	
・ 業務完了届	1	部	
・ 請求書	1	部	

- (注) : 建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に入れることができる。
: 成果物は調査職員の指示により製本とする。
: 積算数量算出書の作成は、府中市指定内訳書様式（Excel形式）による電子データファイルを紙データと併せて提出すること。
: 電子成果品の提出は、調査職員と協議の上、ウイルス対策を実施した上で提出すること

設計図作成要領(建築工事)

業務名称 旧B&G海洋センター外1施設解体実施設計業務

1. 設計図書の作成は、概ね下表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してもよい。その他必要な図面は適宜作成する。
2. CADデータ図面の大きさは **A3** を標準とする。
3. データ形式は「**JWW**又は**DXF**」と「**PDF**」(1枚ずつのデータ) とする。

●が適用範囲

	業務分類	設 計 図 書	(縮尺は参考)
● 意 匠 設 計	● 一般図	<ul style="list-style-type: none"> ● 表紙, 図面リスト ○ 内外仕上表, 面積計算表 ● 附近見取図, 配置図, 工事概要書 ○ 法チェック表 ● 各階平面図 改修前後 ● 立面図 改修前後 ● 断面図 改修前後(※必要に応じ作成) ● 各伏図 改修前後 ● 展開図 改修前後 ● 建具図 ○ 矩形図 	<ul style="list-style-type: none"> non scale non scale 1/2500 1/600 non scale 1/200 1/200 1/200 1/200 1/200 1/200 1/200
	○ 詳細図	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各階、各部平面詳細図 改修前後 ○ 各階、各部断面詳細図 改修前後 ○ 各部納まり詳細図 	<ul style="list-style-type: none"> 1/100 1/100 1/100
● 構 造 設 計	○ 計算書 (2部提出)	○ 建築基準法施行令に基づく耐震設計による構造計算書	
	● 構造図	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎、柱、梁、スラブ伏図 ● 部材リスト ● 軸組図 ● 各部断面図 ○ 標準詳細図 ○ 各部詳細図 ○ 耐震改修図 ○ 地質調査図 	<ul style="list-style-type: none"> 1/200 1/200 1/200 1/200 1/200 1/200 1/200

委託業務分類		設 計 図 書 (縮尺は参考)	
● 仕 様 書	● 一般図	● 建築特記仕様書 ● 構造特記仕様書(※種類は構造による。)	non scale non scale
	○ 協議書	○ 建築主事協議議事録 ○ 府中市環境整備課協議議事録 ○ 消防設備計画等協議議事録 ○ 福祉のまちづくりの環境整備協議書	【正副 2通】 【正副 2通】 【正副 2通】 【正副 2通】
● 積 算	● 意匠積算 ○ その他	● 工事費内訳書(府中市指定様式) ● 工種別数量積算明細書 ● 数量積算集計表 ● 特殊品の見積書(3社程度)	
● 附 帯 設 計	○ 門, 囲障 ○ 倉庫 ○ 自転車置場 ○ 解体部分 ○ 渡廊下 ○ 舗装 ○ 附属建物 ○ 乾燥柱 ● 外構図 ○ 油庫	○ 平面図, 立面図, 断面図, 基礎伏図, 詳細図	
○ 設 備 と の 調 整	○ 鉄筋コンクリート部の貫通孔開口部の補強図 ○ 壁, 天井の切込部の下地材補強図		
● 提 示 資 料	○ 特記仕様書 ○ 鉄筋工事仕様書 ○ 鉄骨工事仕様書 ○ 標準設計詳細図 ○ 地質調査図 ○ その他	B&G新築工事図面 B&G増築工事図面 勤労青少年ホーム新築工事図面 勤労青少年ホーム大規模改修工事図面	

委託業務分類		設 計 図 書 (縮尺は参考)	
● 設空調換備気	● 一般図	● 附近見取図, 配置図 ● 系統図 ● 配管平面図	
○ エタレール	○ 一般図 ○ 詳細図	○ 附近見取図, 配置図 ○ 改修図	
○ 設計計算	○ 計画書 (2部提出)		
● 仕様書	● 共通仕様書 ● 特記仕様書 ● 諸手続		
● 積算	● 工事見積書	● 工事別の積算明細書 ● 積算集計表	
● 附帯設計	● し尿浄化槽 ○ 附属建物 ○ 屋外足洗水飲手洗 ○ 公共下水接続図	● 平面, 詳細図	
● 提示資料	○ 特記仕様書 ○ 標準設計詳細図	B&G新築工事図面 B&G増築工事図面 勤労青少年ホーム新築工事図面 勤労青少年ホーム大規模改修工事図面	
備考	1. 機器決定等に於ける経済比較の必要なものは、比較検討書を作成する。 2. 諸設備、機械の取扱い資格者の必要性を調査する。		

令和 8 年度

旧B&G海洋センター外1施設解体実施設計業務

設計業務等委託料

消費税相当額

設計業務費計

府中市

土生町

業 務 概 要

・旧B&G海洋センター

延べ面積、構造: 1,558.90㎡ RC造+S造

敷地面積: 4,251.47㎡

実施設計及び分析調査業務 一式

・元勤労青少年ホーム

延べ面積、構造: 1,527.36㎡ RC造

敷地面積: 10,470.00㎡

実施設計及び調査業務 一式

費目別明細表
旧B&G海洋センター

旧B&G海洋センター外1施設解体実施設計業務

細目	数量	単位	単価	金額	備考
【解体設計業務】					
直接人件費					
設計業務	191	人・h			
小計					
特別経費					
RIBC2の使用料	1.00	式			
小計					
【アスベスト、PCB調査】					
直接人件費					
図面照査及び現地調査	0.50	日			
報告書作成	1.00	日			
対象採取 技師	1.00	日			
対象採取 助手	1.00	日			
直接経費					
交通旅費 ライトバン					
ライトバン損料	16.00	時間			
ライトバン損料	2.00	日			
燃料(レギュラー)	10.40	L			
特別経費					
アスベスト含有量試験費(定性分析)	3.00	検体			
PCB含有試験	1.00	検体			
小計					

費目別明細表
元勤労青少年ホーム

旧B&G海洋センター外1施設解体実施設計業務

細目	数量	単位	単価	金額	備考
【解体設計業務】					
直接人件費					
設計業務	191	人・h			
小計					
特別経費					
RIBC2の使用料	1.00	式			
小計					
【アスベスト、PCB調査】					
直接人件費					
図面照査及び現地調査	0.25	日			
報告書作成	0.00	日			
対象採取 技師	0.00	日			
対象採取 助手	0.00	日			
直接経費					
交通旅費 ライトバン					
ライトバン損料	0.00	時間			
ライトバン損料	0.00	日			
燃料(レギュラー)	0.00	L			
特別経費					
アスベスト含有量試験費(定性分析)	0.00	検体			
PCB含有試験	0.00	検体			
小計					

